

第 4850 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 8日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 高級外車の購入

Q：当社では、この度、社長専用車として高級外車を購入しようと思っています。このような高級外車の購入は税務上否認されますでしょうか？

A：事業の用に供していれば否認されません。

【解説】

会社は、利益を追求する集合体ですから、会社を取得する資産はその会社の事業の用に供するものでなければなりません。また、逆に言えば、事業の用に供するものである限り、その価額が高額だからといって否認されることはありません。ただ、その取得した資産を事業の用に供さず、社長の私用のためだけに使用したり、社長の個人的趣味で購入するというような場合は、税務上問題になります。

つまり、税務上問題になるかどうかは、その資産が事業の用に供されるために購入されたものなのかそれとも社長の個人的な目的で購入されたものなのかによって判断されるということです。したがって、トラブルにならないためには会社としては、資産の購入目的及び事業の用に供している事実を明確しておく必要があります。会社がその高級外車を必要とする合理的な理由もなく、社長の単なる趣味で購入したと認められるような場合や、社長が休日にドライブするために利用しているという実態にあると認められるような場合には、社長に対する賞与として認定されることになり、当然損金の額に算入されないこととなりますのでご注意ください。

